

一社二丁目自治会会則
慶弔規定

名古屋市

名東区 一社二丁目自治会

一社二丁目自治会会則

- (1) 名 称 本会は一社二丁目自治会と称する。
- (2) 事 務 所 本会の事務所は、自治会々長宅に置く。
- (3) 会 員 本会は一社二丁目136番地から196番地居住者により組織し会員は世帯単位とする。準世帯者は準会員とすることができる。
- (4) 目 的 本会は町内居住者の意思疎通をはかり相互親睦により明るく健康的な生活環境の向上と和やかな連帯的地域社会の進歩のため効果的な活動を遂行することを目的とする。
- (5) 事 業 本会は前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
1. 会員相互の親睦を図ること。
 2. 町内地域の環境整備を図ること。
 3. 名古屋市との協力及び連絡調整に関すること。
 4. 自主防災会を組織しその活動に協力・支援すること。
 5. 名東学区連絡協議会や地域の諸団体と連携して行動すること。
 6. その他目的達成に必要な事項。
- (6) 入 退 会
1. 第3項に定める区域に住所を有する者で本会に入会しようとする場合は入会申込書を会長に提出しなければならない。
 2. 本会は、入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
 3. 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとみなす。
 - 1) 第3項に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
 - 2) 本人より退会届が会長に提出された場合。
 - 3) 総会にて退会勧告が決定された場合。
- (7) 組 織 本会は前条の目的を遂行するため会長・副会長・会計により執行部を組織し会務を処理し自治会の運営に当たる。
- (8) 役 員 本会に次の役員を置く。役員は無報酬とする。
- ① 会 長 1 名
 - ② 副 会 長 2名以内
 - ③ 会 計 1 名
 - ④ 会 計 監 査 1 名
 - ⑤ 幹 事 6名以上
 - ⑥ 顧 問 置くことができる。
- 運営上必要の場合は会長提案の上増減することができる。
- (9) 役員を選出 会長及び会計監査並びに幹事は組長会議により選出する。副会長、会計、顧問、書記等は会長が推せんし組長会議の同意を求める。
- (10) 任 期 役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
- (11) 担 当 ① 会長は本会を代表し、会務を総理し会の運営及び会議を主宰する。

一社二丁目自治会 慶弔規定

第1条 自治会の慶弔に関する項目及び金額を次のとおり定める。

- 1) 会員が大臣表彰等著しい善行があった場合は、協議の上表彰し祝い金等を贈ることができる。
- 2) 死亡弔慰金は下記による。

世帯主が死亡の場合	5,000 円
	事情に応じ花輪等追加できる。
家族が死亡の場合	3,000 円
- 3) 葬儀に関する世話事は自治会で行うことができる。

第2条 慶弔費は自治会費より当てるものとする。

第3条 自治会主催の行事で不慮の事故等不測事態が発生した場合は下記に準じて対処するものとする。

- 1) 入院1か月以上最高 50,000 円を限度とする保障又は見舞いとする。
執行部で決定し組長会議で事後承認を得るものとする。
- 2) 死 亡
組長会議により協議決定するものとする。
- 3) その他については全て組長会議の協議決定に基づくものとする。

第4条 その他

- 1) 会計報告は会計年度ごとに定例組長会議にて行う。
- 2) 改訂の必要が生じた場合は組長会議に提案し決定する。

附則) 本慶弔規定は昭和51年4月1日より実施する。

2008年4月改訂実施